

京都市教育相談総合センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

京都市教育委員会  
教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第19号

京都市教育相談総合センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市教育相談総合センターの組織及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

相談センターに、京都市教育相談総合センター条例第3条に規定する所長のほか、カウンセリングセンター長、ふれあいの杜館長及びカウンセラーを置く。

第2条第2項中「特に必要があるときは、」を削り、「主任指導主事」の右に「、副主任指導主事、指導主事」を加え、「又は相談員」を「、相談員」に改め、同条第3項中「前2項」を「特に必要があるときは、前2項」に、「必要な」を「職員又は」に改める。

第3条第3項中「参与」を「顧問及び参与」に改め、同条第5項中「主任指導主事」の右に「、副主任指導主事」を加え、同条第10項中「その他の職員」を「前条第3項に規定する職員又は嘱託」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)